

学校法人向陽学園 向陽高校 部活動ガイドライン

第1章 総則

1. 目的

本ガイドラインは、学校法人向陽学園 向陽高校における部活動の教育的意義を明確にし、安全かつ健全で持続可能な活動を推進することを目的とする。生徒の自主的・自発的な参加を基本とし、心身の成長を促し、協働性・社会性を養う場として部活動を位置づける。

2. 対象と範囲

本ガイドラインは、全ての運動部・文化部およびそれに関わる教職員・外部指導者・保護者を対象とする。

3. 根拠文書と本校の位置づけ

本ガイドラインは、長崎県教育委員会が示す「運動部活動の在り方に関するガイドライン」「熱中症対策ガイドライン」「運動部活動指導の手引」および他私立校の事例を参照しつつ、本校の建学の精神と地域性を踏まえて策定する。

第2章 部活動の位置づけ

1. 教育活動としての部活動

部活動は教育課程外活動の一環であり、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指すものである。生徒が主体的に参加し、礼節を知ること、努力することを学ぶこと、達成することの喜びを知ること等を体得する機会とする。

2. 学校経営方針との整合

部活動は、探究活動・キャリア教育、進路指導部、体育指導部、入試広報部とも連携し、教育課程や進路指導、広報活動とも有機的に結びつける。学校全体の教育力向上と並行して部活動の役割を明示する。

第3章 活動方針

1. 活動の基本原則

- 生徒の自主的・自発的な活動として尊重する。
- 教職員の働き方改革の視点を取り入れた計画的運営を行う。

2. 活動時間・頻度の基準

- 平日：最大 2 時間、休日：最大 3 時間を原則とし、厳守する。
- 定期試験 1 週間前および長期休業中は別途学校全体の指針に準ずる。

3. 年間計画の策定と開示

- 各部は年間活動計画(練習予定・大会参加・遠征)を作成し、生徒・保護者に知らせる。
- 活動の振り返りを年度末に行い、次年度の活動改善に活用する。

4. 部の設置・継続・廃止

- 必要部員数・活動報告の有無・教育的意義に基づき見直しを行う。
- 顧問の確保が困難な場合、外部指導者(コーチ)活用を前提とする。

第4章 指導体制・役割分担

1. 顧問の役割と責任

- 教育的支援、安全配慮、活動記録の管理、外部との連絡調整を担う。
- 活動中は原則立ち会い、健康観察と緊急対応を怠らない。

2. 外部指導者の活用

- 登録・契約の上、学校が責任をもって研修・評価する。
- 顧問と連携のもと教育的視点からの指導を徹底する。
- 競技力向上に向けた活動を学校と連携して共に行う。

3. 管理職・部活動責任者の役割

- 校長および部活動責任者は、各部の計画確認・活動状況の点検・指導を行う。
- 部活動に関する情報交換や相談ができる機会を設け、保護者との連携を深める。
- 事故発生時の対処は学校組織として対応する。

第5章 安全管理と健康支援

1. 熱中症・事故予防対策

- WBGT(暑さ指数)を確認しながら、適宜の休憩、活動制限、活動中止を判断する。
- 応急処置・保護者連絡・医療機関連携体制を整備する。
- 安全講習・準備運動・定期的な機材点検を実施する。

2. 生徒の心身の健康への配慮

- オーバートレーニング、いじめ、精神的ストレスへの早期発見に努め、即時対応する。
- 体罰・ハラスメントを禁止し、発生時は速やかに報告・調査・是正する。
- 科学的根拠に基づくトレーニングを推奨し、発育段階や個別の状態に応じた練習を行う。

3. 保護者との連携と同意確認

- 年度初めに活動計画・保険内容・遠征情報を文書で説明・同意を得る。
- 活動変更や事故発生時は速やかに情報を共有する。
- 部活動保護者会との連携と協力の下、よりよい部活動推進を図る。

第6章 評価・見直し

1. 研修と周知

- 新任顧問及び外部指導者(コーチ)に対し、ガイドライン研修を義務付ける。

2. 評価制度

- 自己点検(生徒・顧問)および学校による部活動総括を年次で実施する。

3. PDCA サイクルの確立

- 年間記録・事故報告・アンケート等を活用し、年度末に改善案を策定する。

附則

本ガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

本ガイドラインの改訂は、必要に応じて校長の承認および理事長の決裁を経て行うものとする。

参考付録

- 部活動計画・報告フォーマット
- 熱中症対策マニュアル(WBGT 対応基準)
- 外部指導者一覧
- 緊急時対応マニュアル(連絡系統図・体制)
- 評価項目(学校評価に含ませる)